

農業技能実習事業協議会運営要領

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。)第54条第5項の規定に基づき、農業技能実習事業協議会(以下「事業協議会」という。)の組織及び運営に関し次のように定める。

(目的)

第1条 事業協議会は、その構成員が相互に連絡を図ることにより、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、構成員の連携の緊密化を図るとともに、農業の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行うことを目的とする。

(組織)

第2条 事業協議会の構成員及びオブザーバーは、別紙のとおりとする。

- 2 事業協議会は、前項に規定するもののほか、必要と認める者をその構成員又はオブザーバーとして加えることができる。
- 3 事務局は、構成員と協議の上、構成員を変更することができる。

(事務局)

第3条 事業協議会の庶務は、農林水産省経営局就農・女性課(以下「農林水産省」という。)において処理する。

(会議の招集)

第4条 農林水産省は、必要に応じ、構成員及びオブザーバーを招集し、会議を開催する。

- 2 前項の場合において、農林水産省は、構成員及びオブザーバーのうち、当該会議に係る協議事項等に関係する者のみを招集することができる。
- 3 構成員及びオブザーバーは、会議の議事に鑑みて適当な者を会議に出席させることができる。
- 4 農林水産省は、会議の議事に鑑みて必要があると認めるときは、構成員及びオブザーバー以外の者に会議への出席を求めることができる。
- 5 農林水産省は、やむを得ない事由により事業協議会を招集できない場合、議事の内容を記載した書面を構成員及びオブザーバーに送付し、その意見を徴し又は賛否を問うた上、構成員の了承をもって会議における協議に代えることができる。

(協議等)

第5条 事業協議会は、農業の実情を踏まえ、次に掲げる取組について協議又は情報共有を行うものとする。

- 一 農業関係技能実習の実施状況及び課題の把握並びに対応方策の検討
 - 二 不正行為に対する横断的な再発防止策
 - 三 農業協同組合又は農産物の共同出荷・販売を行う法人（以下「農業協同組合等」という。）が実習実施者となって農業者との農作業請負契約に基づき行う技能実習（以下「農作業請負方式技能実習」という。）に関する取組
 - 四 構成員に対する必要な情報の提供その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組
- 2 会議において、構成員はオブザーバーの意見を求めることができるほか、オブザーバーは自ら意見をすることができる。

(農作業請負方式技能実習)

第6条 事業協議会は、農作業請負方式技能実習を実施する際に講ずべき事項等について別途ガイドラインを定める。

- 2 事業協議会は、農作業請負方式技能実習を適正かつ円滑に実施するため、農作業請負方式技能実習を実施する実習実施者が所在する都道府県に、次に掲げる取組を行う事業協議会支部を設置する。
- 一 農作業請負方式技能実習に係る技能実習計画等の確認及び同技能実習が適正に実施されることが確認できた際の通知に関すること。
 - 二 当該技能実習の実施状況の確認に関すること。
 - 三 監理団体、実習実施者、請負契約を締結した農業経営体への指導・助言に関すること。
 - 四 実習実施者に対する現地確認・指導に関すること。
 - 五 農業関係技能実習の実施状況及び課題の把握並びに対応方策等の検討、構成員への必要な情報の提供その他農作業請負方式技能実習の適正かつ確実な実施のために必要なこと。

(議事の公開等)

第7条 会議は、原則として非公開とするが、会議資料及び議事要旨は、原則として公表する。

(雑則)

第8条 この運営要領に定めるもののほか、事業協議会の組織及び運営に必要な事項は、事業協議会において定める。

(別紙)

農業技能実習事業協議会 構成員及びオブザーバー

1. 構成員

【監理団体・実習実施者の関係者】

公益社団法人日本農業法人協会
全国農業協同組合中央会
一般社団法人全国農業会議所

【事業所管省庁】

農林水産省生産局園芸作物課
農林水産省生産局畜産部畜産企画課
農林水産省経営局就農・女性課

2. オブザーバー

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課
厚生労働省人材開発統括官海外人材育成担当参事官
外国人技能実習機構